

八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）が発注する売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 市が発注する契約に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(入札参加資格の審査における排除)

第3条 市長は、入札参加資格の審査に当たり、別表各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当する者の入札参加資格を認めてはならない。

(入札参加排除措置)

第4条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が措置要件に該当すると認めるときは、対策委員会（第14条に規定する対策委員会をいう。以下この条から第6条までにおいて同じ。）の審議を経て、別表各号に定める期間において、当該入札参加資格者を市が発注する契約から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が必要でないとき認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して入札参加排除措置を行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき入札参加排除措置を行うことを決定したときは、入札参加排除措置決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(入札参加排除措置の解除)

第5条 前条第1項の規定に基づき入札参加排除措置を受けた者（以下「入札参加排除者」という。）は、入札参加排除措置を行った日から別表各号に定める期間を経過したときは、入札参加排除措置解除申出書（第2号様式）により、入札参加排除措置の解除を申し出ることができる。

2 入札参加排除者は、前項の申出書に、入札参加排除措置の原因となった事実が解消された旨の報告書等を添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、当該入札参加排除者が措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、対策委員会の審議を経て、

入札参加排除措置を解除し、入札参加排除措置解除決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（勧告措置）

第6条 市長は、入札参加排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。ただし、市長が必要でないと認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して勧告することができる。

2 前項の規定に基づく勧告は、暴力団等排除措置に関する勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除者の入札参加を認めてはならない。

2 市長は、一般競争入札の参加者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、入札参加資格を取り消し、又は当該入札参加排除者の入札書を無効とするものとする。

3 前2項の規定に基づく措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定に基づき入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加排除者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第8条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除者を指名してはならない。

2 市長は、指名をした者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は当該入札参加排除者の入札書を無効とするものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき指名を取り消したときは、当該入札参加排除者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 市長は、入札参加排除者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加排除者を相手方とする必要があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、措置要件に該当する入札参加資格を有しない者について準用する。

（下請負等の禁止等）

第10条 入札参加排除者は、市が発注する契約の全部又は一部について下請負等（二次以降の下請負等を含む。以下同じ。）をすることができない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加排除者に下請負等を行わせる必要があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、措置要件に該当する入札参加資格を有しない者について準用する。

（特定建設共同企業体等への準用）

第11条 第4条、第5条及び第7条から前条の規定は、入札参加排除者又措置要件に該当する入札参加資格を有しない者を構成員又は組合員とする特定建設共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約の解除)

第12条 市長は、市が発注する契約の相手方が措置要件に該当する場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第13条 市長は、市が発注する契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって、暴力団員等又はその関係者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに市長に報告するとともに、警察へ届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、市が発注する契約の相手方に対し、その下請負人等に前項と同様の措置を行うよう指導することを求めるものとする。

3 市長は、市が発注する契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行が遅延するおそれがある場合において、当該契約の相手方又は下請負人等が前2項の報告、届出及び指導を適切に行ったと認められるときは、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができるものとする。

(対策委員会の設置)

第14条 第4条に規定する入札参加排除措置に関する審議を行うため、八王子市の契約からの暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 契約資産部に関する事務を所管する副市長

副委員長 契約資産部長

委員 経営改革担当部長

法務文書担当部長

建築管理担当部長

生活安全部長

資源循環部長

水循環部長

まちなみ整備部長

道路交通部長

学校教育部長

3 委員長が特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

4 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 対策委員会は、委員長が招集する。

7 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

8 対策委員会の議事は、出席する副委員長及び委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

（入札参加排除措置の公表）

第16条 市長は、第4条の規定に基づき入札参加排除措置を行ったときは、入札参加排除者の商号又は名称、入札参加排除理由、入札参加排除期間等を公表するものとする。ただし、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

（事務処理）

第17条 この要綱に定める入札参加排除措置に関する事務は、契約資産部契約課において処理する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する契約からの暴力団排除措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第9条、第10条、第11条、第12条関係）

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員若しくは使用人が、暴力団員等であるとき又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	入札参加排除措置を行った日から24月。ただし、当該措置期間内に解消されない場合は、解消されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 入札参加資格者又はその役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	入札参加排除措置を行った日から12月
3 入札参加資格者又はその役員若しくは使用人が、自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	入札参加排除措置を行った日から12月
4 入札参加資格者又はその役員若しくは使用人が、暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	入札参加排除措置を行った日から12月
5 入札参加資格者又はその役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	入札参加排除措置を行った日から12月
6 入札参加資格者が第6条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を受けた日から12月

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

入札参加排除措置決定通知書

八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定に基づき、入札参加排除措置を下記のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 入札参加排除措置の期間

年 月 日 から 年 月 日まで

ただし、この期間内に措置要件が解消されないときは、解消されたと認められる日までとします。

2 入札参加排除措置を行う理由

八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため

3 入札参加排除措置の内容

(1) 競争入札への参加

本市で実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

本市との契約を締結することができません。また、本市が発注する契約の下請負等（二次以降の下請負等を含む。）をすることもできません。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

八王子市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

入札参加排除措置解除申出書

年 月 日付 第 号により入札参加排除措置を受けましたが、措置の原因となった事実については別添のとおり解消しました。また、八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していませんので、入札参加排除措置を解除されるよう申し出ます。

※ 申出に当たっては、入札参加排除措置の原因となった事実が解消された旨の報告書及び今後は入札参加排除措置の対象となる行為等を行わない旨の誓約書を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

入札参加排除措置解除決定通知書

年 月 日付の入札参加排除措置解除申出書により申出のあったこのことについて、八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱第5条第3項の規定に基づき入札参加排除措置を解除することとしたので通知します。

記

入札参加排除措置の解除日 年 月 日

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱別表第 号の措置要件に該当する行為があると認められたので、同要綱第6条の規定に基づき下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告内容
- 2 勧告理由